



健康保険 扶養認定削除時の添付書類一覧



	扶養認定削除理由	添付書類	備考
①	就職先・勤め先で他健保に加入したとき	「資格情報のお知らせ」「被扶養者異動決定通知書」「資格確認書」等の写し	新しく加入した健康保険の資格取得日が確認できるものの写し
	上記の内「学校卒業に伴う就職」の場合（年齢で確認）	上記の添付書類不要	削除日「当年の4月1日付」削除理由「就職」の場合に限る。
②	恒常的な年間総収入が上限金額を超えるとき※2		
	（例）給与収入増加	直近の給与明細三か月分の写し	収入増加のため勤務先で他健保に加入した場合は①とする。複数先で勤務している場合、「全ての勤務先の給与明細」の写しを提出。
	（例）年金受給開始	「年金振込通知書」「年金証書」等の写し	年金の金額・開始日のわかる物の写し
③	死亡したとき	「死亡診断書」等の写し	死亡日の確認できるものの写し
④	離婚したとき	「離婚証明書」「戸籍謄本」「扶養控除申告書」等の写し	離婚日が確認できるものの写し
⑤	別の家族の扶養になったとき		
	（例）子供が結婚した	「結婚証明書」「扶養控除申告書」等の写し	結婚した日が確認できるものの写し
⑥	75歳以上で後期高齢者被保険者となったとき	添付書類なし	
⑦	子の扶養において配偶者があなたの収入を上回ようになったとき	添付書類は個別対応（健保にご確認ください）	夫婦共同扶養の場合、 <u>年間総収入の多い方の被扶養者とする</u> 。 ※未加入期間を作らないように加入予定の健保に必ず加入できることを確認してから手続きをしてください。
⑧	雇用保険の失業給付や出産手当金等の受給を開始したとき（日額3612円以上受給）	「雇用保険受給者証（両面）」の写し 「出産手当金支給通知書」の写し	「雇用保険受給者証」は <u>第一回目の支給日の印字済</u> であること。
⑨	同居が必須条件である被扶養者が別居になったとき	添付書類は個別対応（健保にご確認ください）	

※2 恒常的な年間総収入とは、申請時より向こう1年間の給与（交通費・賞与含む）、事業、不動産、年金（老齢・遺族・障害等）など、今後恒常的に受ける所得控除前の年間総収入のこと。

年収の上限は130万円（月額目安108,334円）未満。ただし60歳以上・障害者の方は180万（月額目安150,000円）未満。19歳以上23歳未満の子（配偶者を除く）は150万（月額目安125,000円）未満。